

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道岩見沢市

2 構造改革特別区域の名称

ITビジネス特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩見沢市の全域

4 構造改革特別区域の特性

現状、地域課題

岩見沢市は、北海道の中央西部、札幌市より東方約40kmの平坦な地形である石狩平野の東端に位置しており、古くから稲作を中心とした農業と周辺産炭地域を含む商業を基幹産業として発展してきました。

また、鉄道や高速自動車道、一般国道、道道等の幹線道路網によって札幌圏や旭川圏、苫小牧圏、新千歳空港等と接続するなど、北海道内における広域交通の重要結節点として機能しております。

しかしながら、近年、当市を含む空知圏においては、基幹産業であった農業や石炭産業等の衰退によって産業経済の脆弱化が進み、圏域全体の人口も最盛期（昭和35年頃）の半数以下となるなど過疎化が進行している状況にあり、地域産業経済構造の抜本的改革が喫緊の課題となっております。

地域IT関連

岩見沢市では、このような地域課題への積極的対応を図るため、ITの高度利活用による「市民生活の質的向上」と「地域産業経済の活性化」を目的とした各種IT施策を展開しております。

具体的には、地域公共ネットワークとして、平成9年度より地域IT拠点施設である自治体ネットワークセンターを中心に、学校や主要公共施設、医療施設等を結ぶ自営光ファイバ網（平成15年4月現在：900芯）の整備を行うとともに、衛星通信

機能や研究開発用ギガビットネットワーク（JGN）アクセス機能など高度な情報通信基盤の先行整備を実施しております。

また、基盤整備と並行し、生活に直接役立つ各種情報（行政案内、施設情報等）の提供や住民を対象とした研修（IT基礎技能講習等）等に関する取り組みを積極的に展開しております。

このように、既にITに関するハード面、ソフト面ともに整備運用を行っているなど、IT利活用による経済構造改革が即座に展開できる環境であります。

5 構造改革特別区域計画の意義

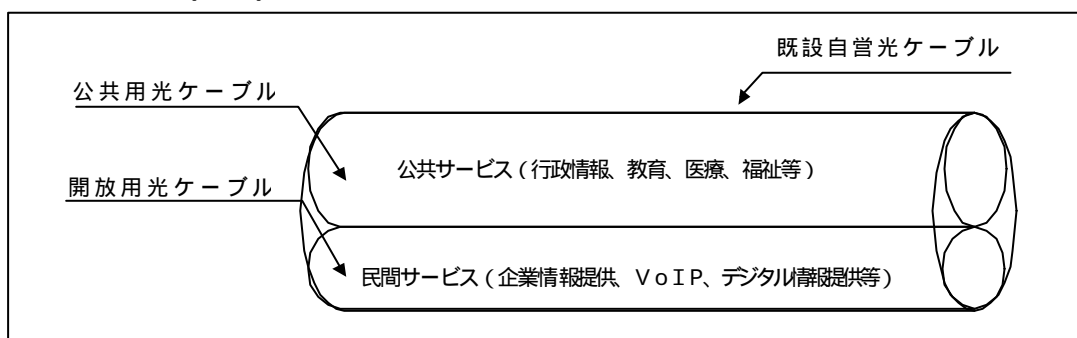
当該計画は、ITによる住民生活の質的向上とIT関連機能の集積による経済構造改革の推進、他地域への波及展開を目的とするものであり、地域が抱える課題の解決に向け、地域特性である優れたIT環境を活かし、住民サービスの高度化に向けた取り組みと民間活力を最大限に引き出すITビジネスを創造するものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

無線アクセスシステムを活用した地域公共ネットワークの高度化のもと、住民生活に直接関連する情報提供をはじめ公共サービスの充実を図ります。

また、当市にて整備済にある光ファイバ網の予備芯線を民間に開放するなど、ITビジネスの構築、関連企業の集積、既存企業の高度化に向けた取り組みを推進します。

自営光ファイバ（既設）開放のイメージ



さらに、当該目標の早期実現に向け、特定事業の実施と並行して地域通信事業者を創設します。

同事業者は、特定事業の成果を基に、開放する自営光ファイバ網の活用のもと有線/無線併用型ネットワーク（イメージ図参照）を構築するものであります。

このような情報通信環境の高度化に関する取り組みと、既に展開中にあるITビジネス支援体制（ ）との有機的な連携により優れたITビジネス環境を創造し、関連産業の創出や既存産業の高度化等による地域産業経済活動の活性化と地域経済構造の抜本的改革を推進するものであります。

ITビジネス支援体制（関連事業）

・施設機能の提供

概要：IT関連企業、ベンチャー企業等を利用対象とするインキュベート施設を整備
（平成14年度より整備を開始しており、平成15年度中の供用開始を予定）

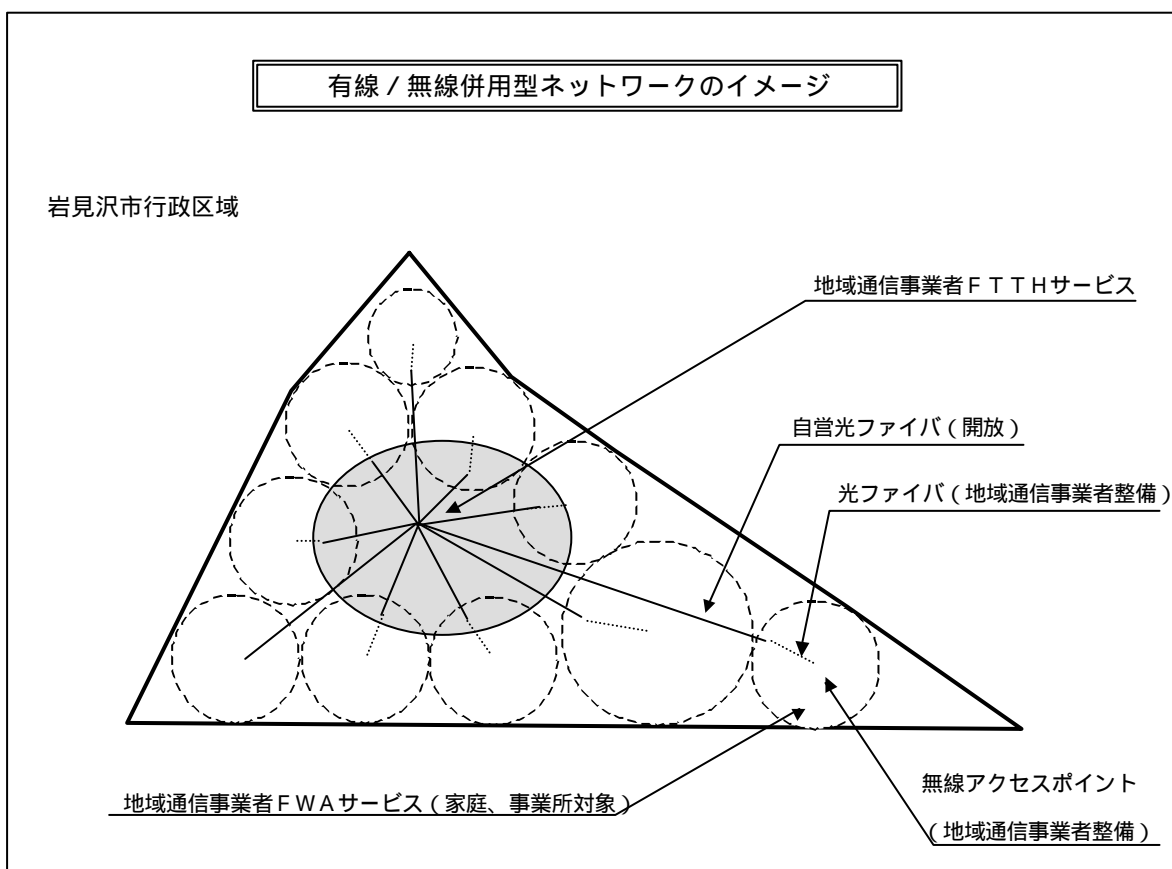
施設名称：仮称「岩見沢市IT・産業支援センター」

・起業等への支援

概要：新事業の創出や起業家の育成等を目的に、起業時におけるマネージメントや資金等（出資、助成）のサポートを展開

実施主体：特定非営利活動法人「はまなす活性化推進機構」

（平成12年1月法人化）



地域 I T 基盤の充実

5 G H z 帯無線アクセスシステムによる公共ネットワーク構築（特定事業）

通信事業者による高速広帯域通信サービス（ブロードバンドサービス）の予定がない地域を対象に、特例措置（405、406）に基づき 5 G H z 帯無線アクセスシステムを用いた公共ネットワークを整備します。

これにより、既に自営光ファイバ網にて運用中にある公共サービスが条件不利地域においても利用可能となります。

- ・行政情報提供サービス

住民生活に直接関連する各種最新情報（生活情報、行政情報、保健・健康情報、行事案内など）の検索・視聴

- ・施設情報提供サービス

市内公共施設（文化施設、スポーツ施設、宿泊施設）に関する施設概要、利用可能内容、予約状況等の検索・視聴

- ・ V o I P（公共施設用）サービス など

電話機能、インターネット接続機能等

I T ビジネス環境の構築（関連事業）

地域 I T 基盤を活用したビジネス展開に向け、自営光ファイバ網予備芯線の開放と地域通信事業者の創設を行います。

- ・自営光ファイバ網の開放

地域通信事業者等に対し、市内自営光ファイバ 9 0 0 芯のうち 3 0 0 芯程の開放を実施

- ・地域通信事業者の創設

家庭や企業を対象にネットワークビジネスを実施する地域通信事業者を創設

また、進出予定企業やベンチャービジネスの起業家等に対し、展開中にある既存支援体制等の活用によるサポートを積極的に行います。

- ・施設機能の提供

進出する I T 関連企業等のオフィス機能の提供

- ・企業経営面、資金面へのサポート

起業予定者へのマネージメントや資金（出資、助成等）サポートを実施

地域IT基盤の利活用推進

住民生活の質的向上

既存及び特定事業にて整備した公共ネットワークを利用し、住民生活の質的向上に寄与する新たな公共サービスを実施します。

- ・教育コンテンツ提供サービス

平成9年度より衛星通信を用いて提供しているオリジナル教育番組(コンテンツ)について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

- ・医療福祉情報提供サービス

平成14年度よりJGN等(研究開発用ギガビットネットワーク、岩見沢~札幌間自営光ファイバ網)を活用し整備を進めている医療・福祉情報(北海道大学医学部、筑波大学)について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

ITビジネスの本格的展開

地域通信事業者は、開放する自営光ファイバ網及び特定事業の成果をもとに、家庭や事業所等を対象とする有線/無線併用型ネットワークを構築します。

当該整備は、既存の地域IT基盤を用いるなど、事業者が全ての整備を行う場合と比較し相当に低廉な投資で実施可能であり、結果として受益者である住民や企業側は安価に高速広帯域通信を利用することが可能となります。

このような快適なネットワーク環境を用いて、地域通信事業者によるビジネスが展開されるとともに、既存支援体制との連携のもと、関連するサービス企業の集積、既存企業や集積企業の有機的連携による新たなビジネスの創造が進むなど、地域産業経済活動の活性化が促進されます。

- ・地域通信事業者によるビジネス展開

- インターネット接続サービス

- 家庭、企業等を対象とした高速広帯域(ブロードバンド)環境の提供

- VoIPサービス

- IP電話環境の提供

- 企業情報提供サービス

- 企業情報(取り扱い製品情報など)の蓄積・配信環境の提供

- ・関連するサービス企業の集積

- システム関連企業

- ネットワークに関する整備、運用、保守等を業とする企業の集積、起業化

- コンテンツ関連企業

- 企業情報等に関する制作、蓄積等を業とする企業の集積、起業化

- コンテンツ配信(地域内外を問わず)を業とする企業の集積、起業化

人材育成関連企業

一般家庭向け（PC 利活用等）研修を業とする企業の集積、起業化

企業向け（社内研修、ネットワーク等）支援を業とする企業の集積、起業化

・新たなビジネスの創造

企業データバックアップサービス等

会社情報等のデータベース化、バックアップ（退避）など、企業データの管理を行う新たなビジネスを展開

電子書籍（e-book）配信サービス

紙媒体にある書籍のデジタル化とネットワーク配信（書店、家庭などを対象）を行う新たなビジネスを展開

デジタル地図情報配信サービス

地域別の地図情報上に様々な属性情報（施設情報、イベント情報、コマーシャル情報等）を加えて配信する新たなビジネスを展開

デジタル動画情報配信サービス など

高速広帯域通信環境を用いた高画質画像データの配信等に関する新たなビジネスを展開

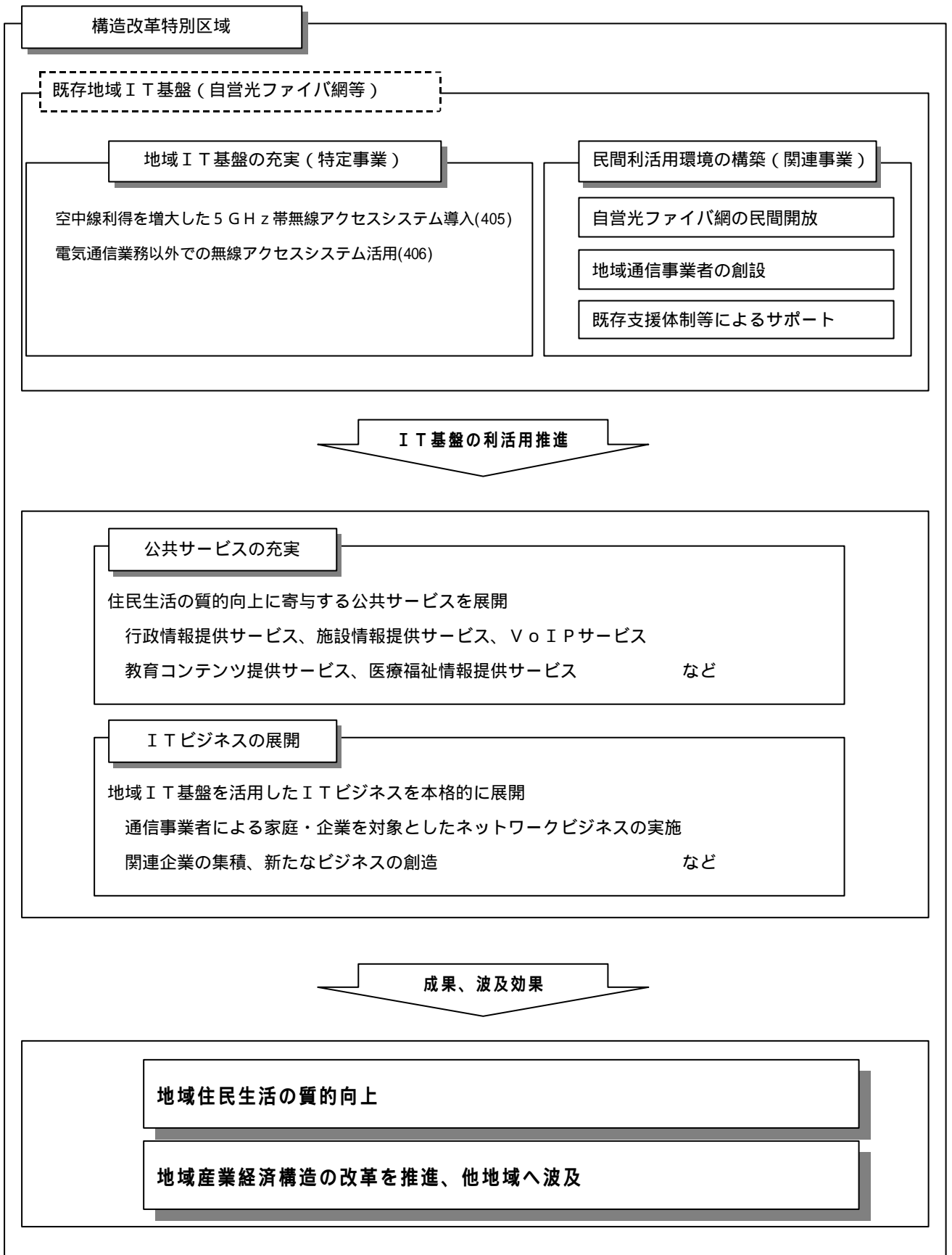
さらなるビジネス展開、他地域への波及

ITビジネスの本格的展開に伴い、ネットワークの拡充やシステムの高度化など新たな利用者ニーズが生まれ、対応するビジネス活動が発生します。

このような循環が進展することにより、住民生活の質的向上はもとよりITビジネスの深化・多様化がより一層進行するなど、地域産業経済活動の活性化が図られます。

また、当該計画の成果は、効率・効果的なIT基盤の構築、IT基盤を活用した住民サービスの向上、地域経済の活性化のモデルとして他地域に波及するものであり、当該計画を端とするITビジネスの新たな潮流が、国内全体の産業経済活動の活性化や構造改革の推進に大きな影響を与えるものであります。

構造改革特別区域計画の展開イメージ



7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当該計画の実施により、高度IT基盤を活用した新たな公共サービスの実施など住民生活の質的向上が図られます。

また、高度IT基盤を活用したITビジネス環境が構築され、IT関連企業の集積等による雇用確保や企業間競争や新たな企業間連携を誘発するなど、民間活力による地域産業構造の改革が促進されます。

(1) 市民生活の質的向上

計画実施により、高速広帯域通信（ブロードバンドネットワーク）の利用可能施設は次の通りとなります。

公共施設数：65施設（公共、学校、医療福祉など。接続を必要としない施設は除く。）

うち高速広帯域通信機能利用可能施設

現状：54施設（83%）

特定事業実施後：58施設（89%）

今後、未接続施設に対し、特定事業の成果を基に5GHz帯無線アクセスシステムによるネットワーク整備を実施するなど、接続を必要とする全ての公共施設が高速広帯域通信機能を保有する高度IT基盤を構築します。

なお、未接続施設に対する整備は、平成16年度及び平成17年度において、必要な諸手続（5GHz帯無線アクセスシステムを利用する場合の計画変更、予算措置等）を経て実施する予定にあり、遅くとも平成17年度中に完了するものであります。

これにより、市民生活に直結する情報の迅速かつ的確な提供体制が構築されるなど、公共サービスのさらなる向上が図られます。

接続施設によるコンテンツ制作、施設利用者等への関連情報の提供

- ・学校給食関連情報の制作配信、（使用食材や調理方法等に関する情報公開、健康管理、子育て支援等に寄与する映像情報等の検索・視聴、相談）
- ・農産物など生産物・特産品等に関する最新情報の制作・配信

災害非常時等への対応

- ・施設周辺住民への被災情報の提供、安否確認等

(2) ITビジネスの展開

計画実施により期待する関連ビジネスの集積（根拠：別添資料の通り）

事業所増数 61社

雇用増数 342人

上記数は、計画段階における定量的な効果として関連事業所や雇用数の増加を計上したのですが、今後、当該計画の進捗によってさらに増加するものと考え

ます。

また、このような新たな事業展開や新産業の創造による効果のほか、地域における構造改革の例として、他地域への波及展開やIT特性を活用した高いスキルでのビジネス展開の促進など、国内全般の産業経済活動の活性化に寄与するものであります。

(3) 他地域への波及

当市関連施設等の利用者や全国からの視察者、広域連携による地域IT化の促進を目的とする「道央情報ハイウェイ構想促進協議会」()との連携など、成果波及に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

() 道央情報ハイウェイ構想促進協議会

産・学・官の有機的連携のもと、高度情報通信社会に対応した地域社会の形成を目的とする各種プロジェクトを展開。

設立：平成11年11月

構成：60団体(自治体8、大学・研究機関15、民間企業34、その他3)

会長：岩見沢市長

8 特定事業の名称

(405) 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業

(406) 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその事業を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域IT基盤を活用したITビジネス環境の創造に向け次の関連事業を実施します。

(1) 自営光ファイバ網の開放

平成9年度より整備を行っている自営光ファイバ網(平成15年4月現在で総延長:64km、芯線数900芯)について、地域通信事業者への開放を行います。

(2) 地域通信事業者の創設

開放する地域IT基盤を活用し、家庭や企業を対象とするネットワークビジネスを実施する地域通信事業者を創設します。

(3) 既存支援体制等によるサポート

優れたITビジネス環境の創造を目的に、既存支援制度等との連携のもとIT関連企業へのサポートを積極的に実施します。

オフィス施設の提供

現在、整備を進めているITビジネス・インキュベート施設を活用し、新たにITビジネス展開を予定する企業・団体(新規進出企業やベンチャービジネス起業家等)を対象に、企業・事業創生期への具体的支援として、同様の施設と比較し4割程の料金設定とするなど、低廉な負担で利用可能なオフィス施設を提供します。

施設名称:(仮称)岩見沢市IT・産業支援センター

整備主体:岩見沢市

供用開始予定:平成15年度中

起業化支援

当市を活動拠点とする特定非営利活動法人「はまなす活性化推進機構」は、「岩見沢市」、「岩見沢商工会議所」、「空知信用金庫」の連携のもと、地域における新事業創出や起業家の発掘・育成を目的に設立した法人であります。

平成12年1月の法人化以降、新たなビジネスアイデア等を有する団体、個人等に対し、会社経営(マネージメント)や資金(出資、助成)等に関するサポート活動を積極的に展開しております。

平成15年3月末現在

・出資

出資社数 : 5社(株式会社:4社、有限会社:1社)

出資額 : 1社あたり2~3,000千円

・助成

助成団体数:4団体

助成額 : 1団体あたり3~4,000千円

・事業化相談(熟度の低い相談を除く)

相談件数 : 50件程

本市としては、当該法人設立時における補助をはじめ、現在も特別会員として、当該法人の諸活動に積極的に関与しております。

当該計画の開始後は、当該法人とのさらなる連携のもと、進出を予定するIT関連企業やベンチャービジネスの起業化を予定する団体を対象に迅速かつ現実的な支援を行うものであり、他の関連事業との有機的連携によって、ハード面(ネットワーク、施設等)とソフト面(会社経営支援等)が一体となったITビジネス支援体制を構築します。

別紙

1 特定事業の名称

(405)空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市

岩見沢市長 渡辺孝一

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年7月1日

4 特定事業の内容

(1) 概要

地域IT基盤の高度化による公共サービスの充実とITビジネスの促進に向け、5GHz帯無線アクセスシステムの導入整備を行います。

具体的には、通信事業者による高速広帯域通信サービスの予定がなく、現行制度下における無線システムによる効率的整備が困難な地域を対象に、空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入整備を行うものであります。

なお、周辺地域を含め電波の輻輳・干渉等について問題がなく、「(406)電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業」との連携のもと、岩見沢市が主体となり地域公共ネットワークとして導入整備を行います。

(2) 事業に関与する主体

岩見沢市

(3) 事業が行われる区域

岩見沢市行政区域内

(4) 事業展開スケジュール

整備開始 : 平成15年 7月

整備完了、運用開始 : 平成15年10月

(5) 事業により実現される行為

当該事業では、親局(自治体ネットワークセンター)と幌向地区の子局(幌向終末処理場)との間約11kmについて、空中線利得の増大による高速・広帯域通信環境を構築します。

これにより、既に有線系ネットワークにて運用中にある公共サービスを提供するほか、高速広帯域通信機能など5GHz帯無線アクセスシステムの特性を活かし、住

民生活の質的向上に寄与する新たな公共サービスの展開が可能となります。

また、当該事業の成果は、有線／無線併用型ネットワークの構築モデルとして機能するなど、地域通信事業者による効率・効果的なネットワーク整備、ITビジネスの促進に寄与するものであります。

運用中にある公共サービス

・行政情報提供サービス

住民生活に直接関連する各種最新情報（生活情報、行政情報、保健・健康情報、行事案内など）の検索・視聴

・施設情報提供サービス

市内公共施設（文化施設、スポーツ施設、宿泊施設）に関する施設概要、利用可能内容、予約状況等の検索・視聴

・VoIP（公共施設用）サービスなど

電話機能、インターネット接続機能等

展開を予定する公共サービス

・教育コンテンツ提供システム

平成9年度より衛星通信を用いて提供しているオリジナル教育番組（コンテンツ）について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

・医療福祉情報提供システム

平成14年度よりJGNを活用し整備を進めている医療・福祉情報（北海道大学医学部、筑波大学）について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

（6）特例措置の必要性

当該事業では、有線系整備が困難な地域を対象に、空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムを利用し、効率的かつ信頼性の高い地域公共ネットワークを整備するものであります。

当該ネットワークは、住民生活の質的向上に寄与する公共サービスを展開するなど、条件不利地域への地域公共ネットワークとして実運用を行います。

また、地域通信事業者による有線／無線併用型ネットワーク整備の実用モデルとして機能する必要があるなど、実用に供しないものを対象とする実験局扱いでは、計画全体の推進が不可能であります。

（7）導入する5GHz帯無線アクセスシステムの概要

当該事業では、自治体ネットワークセンターを親局、幌向終末処理場を子局とし、ポイント-ポイントによる無線アクセス環境を構築します。

（詳細は別添参考資料に記載）

項目	親局（固定）	子局（固定）
設置場所	自治体ネットワークセンター	幌向終末処理場
緯度	141 ° 45 31	141 ° 38 33
経度	43 ° 12 12	43 ° 09 08
空中線電力	100mW(20dBm)	100mW (20dBm)
アンテナ利得	20dBi	20dBi
ケーブル損失	3dB	3dB
空中線利得	17dBi	17dBi
等価放射電力	37dBm	37dBm
アンテナタイプ	指向性	指向性
空中線半値幅	20 °	20 °

回線品質

親局	子局	距離 (km)	下り回線		上り回線	
			受信電力 (dBm)	伝送レート (Mbps)	受信電力 (dBm)	伝送レート (Mbps)
自治体ネットワークセンター	幌向終末処理場	11.0	- 73	12	- 73	12

5 当該規制の特例措置の内容

地理的要因により有線系ネットワークや現行制度化における無線アクセスシステムの効率的な整備が困難であると認める地域へのネットワーク整備として、特例措置に基づき空中線利得を増大(10dB 13dB)した5GHz帯無線アクセスシステムを導入します。

関連法令等

無線設備規則第49条の2第1項

特区計画認定後の流れ

無線局免許申請(電波法第6条)

申請者 : 岩見沢市

使用無線機 : 特例措置対応型無線機

審査(同第7条)

予備免許交付(同第8条)

設置

検査(同第10条)

免許交付(同第12条)

運用開始



別紙

1 特定事業の名称

(406)電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市

岩見沢市長 渡 辺 孝 一

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年7月1日

4 特定事業の内容

(1) 概要

地域IT基盤の高度化による公共サービスの充実とITビジネスの促進に向け、5GHz帯無線アクセスシステムの導入整備を行います。

具体的には、通信事業者による高速広帯域通信サービスの予定がなく、現行制度下における無線システムによる効率的整備が困難な地域を対象に、5GHz帯無線アクセスシステムの導入整備を行うものであります。

なお、現時点において対象区域内での通信事業者サービスの予定はなく、かつ、周辺地域を含め電波の輻輳・干渉等について問題がないことから、岩見沢市が主体となり地域公共ネットワークとして整備を実施します。

(2) 事業に関与する主体

岩見沢市

(3) 事業が行われる区域

岩見沢市行政区域

(4) 事業展開スケジュール

整備開始 : 平成15年 7月

整備完了、運用開始 : 平成15年10月

(5) 事業により実現される行為

当該事業では、本来、電気通信事業者のサービスに供する5GHz帯無線アクセスシステムについて、特例措置に基づき地域公共ネットワークとして導入整備するものであります。

これにより、既に有線系ネットワークにて運用中にある公共サービスを提供するほか、高速広帯域通信機能など5GHz帯無線アクセスシステムの特性を活かし、

住民生活の質的向上に寄与する新たな公共サービスを展開します。

また、当該事業の成果は、有線／無線併用型ネットワークの構築モデルとして機能するなど、地域通信事業者による効率・効果的なネットワーク整備、ITビジネスの促進に寄与するものであります。

運用中にある公共サービス

・行政情報提供サービス

住民生活に直接関連する各種最新情報（生活情報、行政情報、保健・健康情報、行事案内など）の検索・視聴

・施設情報提供サービス

市内公共施設（文化施設、スポーツ施設、宿泊施設）に関する施設概要、利用可能内容、予約状況等の検索・視聴

・VoIP（公共施設用）サービスなど

電話機能、インターネット接続機能等

展開を予定する公共サービス

・教育コンテンツ提供システム

平成9年度より衛星通信を用いて提供しているオリジナル教育番組（コンテンツ）について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

・医療福祉情報提供システム

平成14年度よりJGNを活用し整備を進めている医療・福祉情報（北海道大学医学部、筑波大学）について、ネットワーク接続施設にて検索・視聴を可能とするサービスを実施。

（6）特例措置の必要性

当該事業では、5GHz帯無線アクセスシステムを利用し、効率かつ信頼性の高い地域公共ネットワークを整備するものであります。

当該ネットワークは、住民生活の質的向上に寄与する公共サービスを展開するなど、地域公共ネットワークとして実運用を行います。

また、地域通信事業者による有線／無線併用型ネットワーク整備の実用モデルとして機能する必要があるなど、実用に供しないものを対象とする実験局扱いでは、計画全体の推進が不可能であります。

ネットワーク対象区間

システムNo	設置施設		方式
	親局	子局	
1	自治体ネットワークセンター	幌向終末処理場	固定
2	自治体ネットワークセンター	学校給食共同調理所	固定
3	自治体ネットワークセンター	駅東市民広場公園	可搬
4	自治体ネットワークセンター	公設道央地方卸売市場	固定

(7) 導入する5GHz帯無線アクセスシステムの概要

当該事業では、自治体ネットワークセンターを親局（アクセスポイント）、複数の公共施設等を子局とした無線アクセス環境を構築します。

（詳細は別添参考資料に記載）

1：自治体ネットワークセンター～幌向終末処理場

項目	親局（固定）	子局（固定）
設置場所	自治体ネットワークセンター	幌向終末処理場
緯度	141°45'31"	141°38'33"
経度	43°12'12"	43°09'08"
空中線電力	100mW(20dBm)	100mW(20dBm)
アンテナ利得	20dBi	20dBi
ケーブル損失	3dB	3dB
空中線利得	17dBi	17dBi
等価放射電力	37dBm	37dBm
アンテナタイプ	指向性	指向性
空中線半値幅	20°	20°

2：自治体ネットワークセンター～学校給食共同調理所

項目	親局（固定）	子局（固定）
設置場所	自治体ネットワークセンター	学校給食共同調理所
緯度	141°45'31"	141°46'24"
経度	43°12'12"	43°12'43"
空中線電力	160mW(22dBm)	100mW(20dBm)
アンテナ利得	9dBi	15dBi
ケーブル損失	3dB	3dB
空中線利得	6dBi	12dBi
等価放射電力	28dBm	32dBm
アンテナタイプ	指向性	指向性
空中線半値幅	80°	30°

3：自治体ネットワークセンター～ 駅東市民広場公園

項目	親局（固定）	子局（可搬）
設置場所	自治体ネットワークセンター	駅東市民広場公園
緯度	141° 45 31	—————
経度	43° 12 12	—————
空中線電力	160mW(22dBm)	20mW (13dBm)
アンテナ利得	9dBi	7dBi
ケーブル損失	3dB	3dB
空中線利得	6dBi	4dBi
等価放射電力	28dBm	17dBm
アンテナタイプ	指向性	無指向性
空中線半値幅	80°	360°

4：自治体ネットワークセンター～ 公設道央地方卸売市場

項目	親局 固定	子局（固定）
設置場所	自治体ネットワークセンター	公設道央地方卸売市場
緯度	141° 45 31	141° 44 42
経度	43° 12 12	43° 44 42
空中線電力	100mW(20dBm)	100mW (20dBm)
アンテナ利得	15dBi	15dBi
ケーブル損失	3dB	3dB
空中線利得	12dBi	12dBi
等価放射電力	32dBm	32dBm
アンテナタイプ	指向性	指向性
空中線半値幅	30°	30°

各システムの回線品質

No	子局	距離 (km)	下り回線		上り回線	
			受信電力 (dBm)	伝送レート (Mbps)	受信電力 (dBm)	伝送レート (Mbps)
1	幌向終末処理場	11.0	- 73	12	- 73	12
2	学校給食共同調理所	1.5	- 70	12	- 72	12
3	駅東市民広場公園	0.2	-61	36	-70	12
4	公設道央地方卸売市場	2.6	- 71	12	- 71	12

5 当該規制の特例措置の内容

高度情報通信基盤の構築に関する施策として、特例措置に基づき岩見沢市を実施主体とする5GHz帯無線アクセスシステムの導入整備を行います。

関連法令等

電波法施行規則第6条第4項、無線設備規則第7条第25項、周波数割当計画

特区計画認定後の流れ

無線局免許申請（電波法第6条）

申請者：岩見沢市

設置場所：公共施設

審査（同第7条）

予備免許交付（同第8条）

設置

検査（同第10条）

免許交付（同第12条）

運用開始

